

議案第92号

川崎市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について

川崎市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成25年6月6日提出

川崎市長 阿部孝夫

川崎市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

(川崎市職員退職手当支給条例の一部改正)

第1条 川崎市職員退職手当支給条例（昭和23年川崎市条例第73号）の一部を次のように改正する。

第3条中「45年」を「43年」に改め、同条第1号中「100分の75」を「100分の70」に改め、同条第3号中「100分の240」を「100分の180」に改め、同条第4号中「100分の160」を「100分の130」に改め、同条第5号中「100分の125」を「100分の110」に改め、同条第6号中「100分の120」を「100分の102」に改め、同条第7号中「100分の110.6」を「100分の83」に改める。

第4条の見出し中「傷病等」を「傷病」に改め、同条第1項第1号中「100分の100」を「100分の80」に改め、同項第2号中「100分の145」を「100分の140」に改め、同項第3号中「100分の195」を「100分の150」に改め、同項第4号中「100分の245」を「100分の180」に改め、同項第5号中「100分の170」を「100分の140」に改め、同項第6号中「100分の125」を「100分の12

0」に改め、同項第7号中「100分の105.6」を「100分の101.8」に改め、同条第2項を削る。

第5条の見出し中「整理退職等」を「定年退職等」に改め、同条中「定数の減少、組織の改廃若しくは予算の減少により過員若しくは廃職を生ずることにより退職した者、公務上の傷病若しくは死亡により退職した者」を「定年に達したことにより退職した者（定年に達した者で川崎市職員の定年等に関する条例（昭和59年川崎市条例第38号）第4条の規定により引き続き勤務した後退職した者を含む。）、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって任命権者が市長の承認を得たもの」に、「よる傷病若しくは死亡」を「よる傷病」に、「、定年に達したことにより退職した者（定年に達した者で川崎市職員の定年等に関する条例（昭和59年川崎市条例第38号）第4条の規定により引き続き勤務した後退職した者を含む。）又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって任命権者が市長の承認を得たもの」を「又は死亡により退職した者（次項の規定に該当する者を除く。）」に改め、同条第1号中「100分の130」を「100分の80」に改め、同条第2号中「100分の150」を「100分の183.5」に改め、同条第3号中「100分の250」を「100分の209」に改め、同条第4号中「100分の180」を「100分の151」に改め、同条第5号中「100分の95.6」を「100分の79.3」に改め、同条に次の1項を加える。

2 定数の減少、組織の改廃若しくは予算の減少により過員若しくは廃職を生ずることにより退職した者又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間（その者の勤続期間が35年を超えるときは、これを35年とする。）を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とす

る。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の130
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の141.5
- (3) 16年以上25年以下の期間については、1年につき100分の180
- (4) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の151
- (5) 31年以上の期間については、1年につき100分の79.3

第5条の3中「該当する者」の次に「（法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び同条第1項に規定する死亡により退職した者（通勤による死亡により退職した者を除く。）を除く。）」を加える。

第5条の5中「規定する者」の次に「（法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び同条第1項に規定する死亡により退職した者（通勤による死亡により退職した者を除く。）を除く。）」を加える。

（川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成19年川崎市条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第2項に後段として次のように加える。

この場合において、旧条例第3条から第5条までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3条	45年	43年
第3条第1号	100分の75	100分の70

第3条第3号	100分の240	100分の180
第3条第4号	100分の160	100分の130
第3条第5号	100分の125	100分の110
第3条第6号	100分の120	100分の102
第3条第7号	100分の110.6	100分の83
第4条第1項第1号	100分の100	100分の80
第4条第1項第2号	100分の145	100分の140
第4条第1項第3号	100分の195	100分の150
第4条第1項第4号	100分の245	100分の180
第4条第1項第5号	100分の170	100分の140
第4条第1項第6号	100分の125	100分の120
第4条第1項第7号	100分の105.6	100分の101.8
第4条第2項第1号	100分の115	100分の80
第4条第2項第2号	100分の148	100分の170
第4条第2項第3号	100分の223	100分の190
第4条第2項第4号	100分の248	100分の200
第4条第2項第5号	100分の175	100分の140
第4条第2項第6号	100分の161.6	100分の131.8
第5条第1項第1号	100分の130	100分の80
第5条第1項第2号	100分の150	100分の183.5
第5条第1項第3号	100分の250	100分の209
第5条第1項第4号	100分の180	100分の151
第5条第1項第5号	100分の95.6	100分の79.3

(川崎市特別職員給与条例の一部改正)

第3条 川崎市特別職員給与条例（昭和23年川崎市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「100分の60」を「100分の52」に、「100分の43」を「100分の38」に改める。

（川崎市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第4条 川崎市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例（平成3年川崎市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「100分の16」を「100分の14」に改める。

（川崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第5条 川崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成21年川崎市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「100分の34」を「100分の30」に改める。

（川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第6条 川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成16年川崎市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「100分の34」を「100分の30」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の川崎市職員退職手当支給条例第3条から第5条までの規定の適用については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成26年3月31日までの間においては附則別表第1の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句はそれぞれ同表の右欄に掲げる字句と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては附則別表第2の

左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句はそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 3 川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例による改正前の川崎市職員退職手当支給条例第3条から第5条までの規定の適用については、第2条の規定による改正後の川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例附則第2項後段の規定にかかわらず、施行日から平成26年3月31日までの間においては附則別表第3の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句はそれぞれ同表の右欄に掲げる字句と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては附則別表第4の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句はそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(川崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

- 4 川崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年川崎市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項及び第17条中「業務上の傷病又は死亡は退職手当支給条例第5条」を「業務上の傷病又は死亡は退職手当支給条例第5条第2項」に、「第5条及び第5条の4第1項に規定する通勤」を「第5条第1項、第5条の3、第5条の4第1項及び第5条の5に規定する通勤」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

- 5 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年川崎市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第5条」を「第5条第2項」に改める。

附則別表第1（附則第2項関係）

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3条第1号	100分の70	100分の73.5

第3条第3号	100分の180	100分の220
第3条第4号	100分の130	100分の150
第3条第5号	100分の110	100分の130
第3条第6号	100分の102	100分の120
第3条第7号	100分の83	100分の117
第4条第1号	100分の80	100分の93
第4条第2号	100分の140	100分の143
第4条第3号	100分の150	100分の179
第4条第4号	100分の180	100分の222
第4条第5号	100分の140	100分の159
第4条第6号	100分の120	100分の123
第4条第7号	100分の101.8	100分の105.2
第5条第1項第1号	100分の80	100分の112
第5条第1項第2号	100分の183.5	100分の162
第5条第1項第3号	100分の209	100分の236
第5条第1項第4号	100分の151	100分の170
第5条第1項第5号	100分の79.3	100分の89.2
第5条第2項第2号	100分の141.5	100分の147
第5条第2項第3号	100分の180	100分の225
第5条第2項第4号	100分の151	100分の171
第5条第2項第5号	100分の79.3	100分の89.2

附則別表第2（附則第2項関係）

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3条第1号	100分の70	100分の71.5

第3条第3号	100分の180	100分の198
第3条第4号	100分の130	100分の139
第3条第5号	100分の110	100分の115
第3条第6号	100分の102	100分の112
第3条第7号	100分の83	100分の103
第4条第1号	100分の80	100分の86
第4条第2号	100分の140	100分の141
第4条第3号	100分の150	100分の163
第4条第4号	100分の180	100分の199
第4条第5号	100分の140	100分の149
第4条第6号	100分の120	100分の121
第4条第7号	100分の101.8	100分の103.8
第5条第1項第1号	100分の80	100分の95
第5条第1項第2号	100分の183.5	100分の174
第5条第1項第3号	100分の209	100分の221
第5条第1項第4号	100分の151	100分の160
第5条第1項第5号	100分の79.3	100分の82.8
第5条第2項第2号	100分の141.5	100分の144
第5条第2項第3号	100分の180	100分の201
第5条第2項第4号	100分の151	100分の160
第5条第2項第5号	100分の79.3	100分の82.8

附則別表第3（附則第3項関係）

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3条	45年	43年

第3条第1号	100分の75	100分の73.5
第3条第3号	100分の240	100分の220
第3条第4号	100分の160	100分の150
第3条第5号	100分の125	100分の130
第3条第7号	100分の110.6	100分の117
第4条第1項第1号	100分の100	100分の93
第4条第1項第2号	100分の145	100分の143
第4条第1項第3号	100分の195	100分の179
第4条第1項第4号	100分の245	100分の222
第4条第1項第5号	100分の170	100分の159
第4条第1項第6号	100分の125	100分の123
第4条第1項第7号	100分の105.6	100分の105.2
第4条第2項第1号	100分の115	100分の103
第4条第2項第2号	100分の148	100分の156
第4条第2項第3号	100分の223	100分の211
第4条第2項第4号	100分の248	100分の231
第4条第2項第5号	100分の175	100分の163
第4条第2項第6号	100分の161.6	100分の150.2
第5条第1項第1号	100分の130	100分の112
第5条第1項第2号	100分の150	100分の162
第5条第1項第3号	100分の250	100分の236
第5条第1項第4号	100分の180	100分の170
第5条第1項第5号	100分の95.6	100分の89.2

附則別表第4（附則第3項関係）

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3条	45年	43年
第3条第1号	100分の75	100分の71.5
第3条第3号	100分の240	100分の198
第3条第4号	100分の160	100分の139
第3条第5号	100分の125	100分の115
第3条第6号	100分の120	100分の112
第3条第7号	100分の110.6	100分の103
第4条第1項第1号	100分の100	100分の86
第4条第1項第2号	100分の145	100分の141
第4条第1項第3号	100分の195	100分の163
第4条第1項第4号	100分の245	100分の199
第4条第1項第5号	100分の170	100分の149
第4条第1項第6号	100分の125	100分の121
第4条第1項第7号	100分の105.6	100分の103.8
第4条第2項第1号	100分の115	100分の90
第4条第2項第2号	100分の148	100分の164
第4条第2項第3号	100分の223	100分の200
第4条第2項第4号	100分の248	100分の214
第4条第2項第5号	100分の175	100分の150
第4条第2項第6号	100分の161.6	100分の140.8
第5条第1項第1号	100分の130	100分の95
第5条第1項第2号	100分の150	100分の174
第5条第1項第3号	100分の250	100分の221

第5条第1項第4号	100分の180	100分の160
第5条第1項第5号	100分の95.6	100分の82.8

参考資料

制 定 要 旨

国及び他の地方公共団体の退職手当との均衡を考慮して定年等による退職者に係る退職手当の支給の割合を引き下げる事等のため、この条例を制定するものである。